

## 家畜保健衛生所の業務について

家畜保健衛生所は、「家畜保健衛生所法」に基づき、県知事が設置している地方行政機関で、全国に約一八〇カ所あります。埼玉県には、中央（さいたま市）、川越、熊谷の三ヶ所があります。それぞれの家畜保健衛生所には、家畜防



検査のために乳牛の採血を行う職員

疫担当、畜産物等安全対策担当、庶務担当の三つのグループがあります。なお、中央家畜保健衛生所には病性鑑定担当グループがあり、県下全域を管轄してBSEや原因が分からない病気について、詳しい検査を行っています。

家畜防疫担当の主な業務は、牛・豚・馬・鶏・蜜蜂等の病気についての検査や発生状況の調査です。「家畜伝染病予防法」によって、乳牛は結核病、ブルセラ病、ヨーネ病の検査を、馬は馬伝染性貧血とい



生乳の成分を分析する職員

う伝染病の検査を、蜜蜂は、腐蛆（ふそ）病という伝染病の検査が義務づけられています。豚や鶏等では、豚（とん）コレラやニューカッスル病という極めて伝染力の高い伝染病を中心に、その発生を監視するための調査等を行っています。その他、「薬事法」に基づき、動物に使用される医薬品の販売に関する許認可業務も担当しています。動物用医薬品等の適正な使用を監視するために、畜産物への残留検査も定期的に行っています。

畜産物等安全対策担当は、今年度から設置されました。主な業務は、安全な畜産物を生産するための生産ガイドライン（一般衛生管理基準）の農家への普及と乳牛から生産される生乳の品質向上を目的とした指導検査です。おいしい

牛乳を生産するために、専門的な機械を使用して定期的に生乳の成分を分析しています。

また、平成十六年十一月から完全施行される、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下家畜排せつ物法といいます。）に基づく農家指導も担当しています。家畜排せつ物法は、畜産農家に適正な糞尿処理を義務づけるものであり、その指導と取締を担当します。

庶務担当は、一般会社の総務に相当するもので、家畜保健衛生所の経理や財務管理等を担当しています。

家畜保健衛生所という名前から、時々犬や猫の相談も持ち込まれますが、そちらは動物指導センターの担当です。スペースの関係で、家畜保健衛生所の全てを紹介できませんでしたが、今年度も皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。